

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成30年11月20日
開会時刻	午後1時39分
閉会時刻	午後2時50分
出席委員名	◎中山裕司 ○福井輝夫 宮崎 誠 久保 真
	楠木宏彦 辻 孝記 品川幸久 藤原清史
	浜口和久
	西山 則夫 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について
	2 伊勢市自殺対策推進計画の策定について
	3 第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画の策定について
	4 障がい福祉施設の再編について
	5 成年後見サポートセンター（仮称）の設置について
	6 伊勢市行財政改革プランについて
	7 第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について
	8 伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》
	9 伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》
	10 伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、社会教育課長、文化振興課長
	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康課長、健康課副参事
	福祉総務課長、障がい福祉課長
	情報戦略局長、情報戦略局参事、情報調査室長 その他関係参与

協議経過

中山委員長が開会を宣言し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」外9件を協議した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後1時39分

◎中山裕司委員長

引き続き、教育民生委員協議会を開会をいたします。

ただいまの出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配布の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

教育長。

●北村教育長

本日は、お忙しいところ、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」ほか、報告案件も含めまして全部で10件でございます。

それでは協議案件の順番に従いまして、所管課から説明をいたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

【伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について】

◎中山裕司委員長

環境課長。

●古布環境課長

「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」御説明申し上げます。

資料1をごらんください。本計画は、平成28年11月22日開催の教育民生委員協議会におきまして、御協議いただき策定したもので、今回の改定は、現在合併前市町村単位で

策定している各地域計画を一本化する準備段階として、支援内容等の変更を行うものでございます。なお、本計画は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称合特法に基づき策定するものでございます。

1 ページ目の「1. 目的」をごらんください。本計画の策定目的としましては、一般廃棄物し尿等収集運搬業等事業者は、本市の下水道の普及により大きな影響を受けてきたことから、その影響への対処は、業務に携わる事業者の経営努力を基本としつつも、本市はその経営に与える影響に対する支援策を実施し、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物し尿等収集運搬業等事業者の業務の安定を保持することを目的としています。

続きまして、主な改定部分について御説明させていただきます。

「8. 合理化事業の内容等」につきまして、2 ページ目の(2) 目標をごらんください。旧伊勢市地域における一般廃棄物し尿等収集運搬業等事業者が取り扱う、し尿等の要処理量は、現行の下水道整備計画により、終了時には1万6,452 キロリットル、し尿等の収集車両に換算すると7.3 台分まで減少することが見込まれるため、それを考慮した支援策を実施し、事業者の経営基盤を強化するとともに、他業種への事業転換を促進し、し尿等の処理体制の規模縮小を図ろうとするものでございます。

(3) 支援対象、(4) の支援期間については変更ございません。

(5) の支援の方法をごらんください。先に申し上げましたとおり、し尿等の要処理量が7.3 台分まで減少することが見込まれることから、その影響への支援策として、燃えるごみ収集運搬業務を追加することとし、燃えるごみ及び資源物収集運搬業務に変更するものでございます。

3 ページから6 ページにかけての、し尿等の処理許可業者名簿、営業区域指定表、し尿等の要処理量の見通し、し尿等の処理体制の水準及び見通しにつきましては、大きな変更がございませんので割愛させていただきます。

7 ページ、一番最後ですね、別表5をごらんください。支援の方法としまして、支援業務の提供期間や支援量算定の考え方、支援業務等について記載をしております。

「3. 要処理量等の実績及び見込み」をごらんください。下水道開始前の処理量5万6,034 キロリットルを基準処理量として、第一期から第三期計画における、各年度の減少量に対応する要支援業務量、支援業務量についての計画値及び実績値でございます。今回の改定により第三期に、現行の下水道整備計画終了時を追加し、下水道整備計画の終了時における支援業務量を位置づけたところでございます。

同じく下段の「4. 支援業務内訳」をごらんください。上段の支援業務量に対応する業務の内訳でございます。各業務の提供時期について記載しており、下から3段目の燃えるごみ・缶金属類について平成31年度からの提供開始を位置づけております。

以上の改定を行い、し尿等の処理体制の合理化を図りながら、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保して参りたいと考えております。

以上「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」御説明させていただきます。

御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はいどうも。ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市自殺対策推進計画の策定について】

◎中山裕司委員長

次に「伊勢市自殺対策推進計画の策定について」を御協議願います。

当局から、説明をお願いをいたします。

健康課副参事。

●高村健康課副参事

それでは、「伊勢市自殺対策推進計画の策定について」、御説明いたします。

資料 2-1 をお願いいたします。平成 18 年に制定されました自殺対策基本法が見直され、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、平成 28 年、自殺対策基本法の改正が行われました。改正法では、自殺対策は、生きることの包括的な支援であり、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策と有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないと追記されています。また、すべての都道府県及び市町村に、自殺対策計画の策定が義務づけられたことから、伊勢市自殺対策推進計画の策定を行うものでございます。計画の期間は、2019 年度～2023 年度までの 5 年間といたします。

「4. 計画策定の経過」をお願いいたします。自殺対策の取り組みを推進するため、資料に記載の関係各課の課長で構成される庁内会議及び担当者のワーキンググループ会議を立ち上げ、協議・検討を行いました。また、保健・医療分野の関係者をはじめ、地域代表、学識経験者などで構成される伊勢市民健康会議で御意見をいただき、計画案に反映をいたしており、計画案ができましたことから、本日、御協議いただくものでございます。

「5. 計画の主な内容」をお願いいたします。伊勢市の自殺死亡者数は平成 29 年で 29 人、死亡率は人口 10 万人当たり 22.52 となっております。自殺死亡者数の推移は、増減を繰り返しながら推移をされていて、女性よりも男性が多くなっています。

詳細な数字につきましては、資料 2-2 の計画（案）4 ページから 20 ページに記載をさせていただきます。また、後ほど御高覧いただけたらと思います。また、この計画におきましては、自殺対策の数値目標を掲げており、資料に記載のとおり、自殺死亡率を 2022 年に 16.6 以下、2026 年に 13.0 以下に設定しています。この数値目標の設定につきましては、国の自殺総合対策大綱において、自殺死亡率を 2026 年までに 13.0 以下に減少させることを目標としていることを踏まえて定めております。

（2）基本理念をお願いいたします。基本理念につきましては、国の「自殺総合対策

大綱」の基本理念を踏襲し、「～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す～」と致します。

続きまして、裏面をお願いします。

(3) 基本方針につきましても、国の大綱を踏まえ、資料の記載のとおりとなっております。

(4) 施策体系につきましては、体系図をお示しいたしましたが、1から5の施策を柱としており、関係機関が連携を図りながら、自殺対策の取り組みを進めてまいりたいと考えています。自殺対策の具体的な取り組みにつきましては、資料2-2の計画(案)の27ページから35ページにかけて、各課の取り組みを記載しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

最後に、今後の予定でございますが、12月にパブリックコメントを実施し、いただいた御意見も踏まえまして、計画案の修正等を行い、3月議会前の教育民生委員協議会におきまして、結果の御報告させていただきたいと考えています。

以上で、「伊勢市自殺対策推進計画の策定について」の説明を終わらせていただきます。御協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はいどうも、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

辻委員。

○辻孝記委員

少しだけ確認させてください。当初説明の中でですね、法律のほうは10年たって改正されたということで、数字の問題も含めてですが、平成29年度の自殺死亡者数は29人もみえると、こういった数字を聞かせてもらおうとすごく残念な思いをしておりますけども、この計画の中でですね、数字を見させていただきますと死亡者のですね、グラフ等があるんですが、これ平成21年から平成28年というふうな数字を書いております。10年経ったということもありますので、例えば平成20年から平成29年というふうな10年というふうな形のことってというのはできなかつたんでしょうか。

◎中山裕司委員長

健康課副参事。

●高村健康課副参事

辻委員の御質問にお答えいたします。

数字につきましては、厚生労働省のほうから詳細な内訳をいただくものでございますが、詳細につきましては平成21年度からということで数字をいただいておりますので、委員仰せのことは少し難しいかと思っております。あと、平成29年度の数字につきましても、総数につきましては公表されておりますが、詳細の内訳については公表がされていないことから、この計画では、この数字で策定のほうをさせていただけたらと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
辻委員。

○辻孝記委員

わかりました。厚労省からの指示ということですので、しようがないかと思いますが、3月にですね、決めてしまう話なので、平成29年度がですね、反映できるのであれば、していただきたいなというふうに思っておりますのでどうかよろしくお願いします。
以上で結構です。

◎中山裕司委員長
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長
ほかに御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

【第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画の策定について】

◎中山裕司委員長

次に「第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画の策定について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画の策定について」、御説明申し上げます。

本計画は、支え合い・助け合いの理念のもとで、幅広い住民参加により地域住民主体のまちづくりを目指すとともに、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の福祉の各分野における共通的な事項を定める計画として、社会福祉法に基づき策定するもので、現行の第2期の計画期間が、本年度で終了することから、第3期の計画を策定するものです。

資料3-1を御高覧願います。まず、「1 経過」でございますが、策定に当たりましては、学識経験者、福祉・保健関係者、公共的団体関係者等の代表者で組織した伊勢市地域福祉計画推進委員会において御協議いただき、その意見を踏まえて、素案を作成いたしましたので、本日御報告するものでございます。

次に、「2 計画の概要」でございます。計画は5章で構成されており、第1章では、計画の策定に当たりとして、地域福祉の概念や計画の位置づけなどを、第2章では、地域を取り巻く状況と今後の課題として、各種データやアンケート調査の分析から見えてきた様々な地域課題を掲載しております。これらの課題を踏まえ、第3章では、計画が目指す

ことを、第4章では、計画の基本理念と基本目標について掲載しております。

恐れ入りますが、資料3-2の23ページをお願いいたします。

計画の基本理念につきましては、第1期、第2期と一貫して、みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまちとさせていただき、地域福祉の一層の充実を図るため、三つの基本目標を掲げ、地域の中で支え、地域全体で丸ごと受け止めることのできるしくみづくり、場づくり、ひとづくりに取り組んでいきたいと考えております。

24ページには、それぞれの基本目標に対応する推進目標と取り組みを体系図で表しており、25ページ以降の第5章においては、計画の推進に向けた具体的な取り組みを掲載しております。

それでは、もう一度資料の3-1をお願いいたします。

(2) 期間でございますが、本計画は平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)の5年間を計画期間といたします。

次に、「3 パブリックコメントの実施」及び「4 今後のスケジュール」でございますが、12月1日からパブリックコメントを実施し、市民の皆さまから御意見をいただき、計画案の修正を検討いたします。来年2月には、計画の最終案を本協議会に報告したいと考えております。

以上、「第3期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画の策定について」、御説明申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はいどうも、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

会議の途中でございますが、2時10分まで暫時を休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

【障がい福祉施設の再編について】

◎中山裕司委員長

それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

次に「障がい福祉施設の再編について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

それでは、「障がい福祉施設の再編について」、御説明申し上げます。

重度身体障がい者デイサービスセンターくじら及びこども発達支援施設おおぞら児童園の施設の再編については、平成 30 年 1 月 16 日の教育民生委員協議会におきまして説明させていただきましたが、具体的な整備方針がまとまりましたので、説明を改めてさせていただきます。

資料 4 を御高覧願います。くじらにつきましては、現在の重度身体障がい者デイサービスに加え、重度身体障がい者短期入所事業を追加して、サービス提供を行える民間事業者に施設全体を譲渡していきたいと考えております。短期入所機能につきましては、平常時の利用に加え、家族の急病等の緊急時の受け入れ体制の整備も行うことで、地域生活支援拠点としての充実を図りたいと考えています。

また、おおぞら児童園は、現在の施設から新築移転することとし、地域における中核的な支援を行う児童発達支援センターとして位置づけ、保育所等訪問支援を新たに開始したいと考えております。新たな施設は、別紙位置図にお示しした計画地のところ、生涯学習センター付近の公園の一部を使用し、床面積約 800 平方メートル程度のものを新築し、機能を充実させて、児童の発達にかかる重層的な支援体制を構築したいと考えています。

今後の予定でございますが、おおぞら児童園の新築移転を平成 31 年度から 32 年度にかけて行うこととし、12 月議会におきまして、設計費を計上させていただきたいと考えております。おおぞら児童園の整備の進捗に合わせ、くじらの民間譲渡の手続を進めてまいります。現段階では、平成 31 年に譲渡のための公募を行い、32 年秋ごろに施設の引渡しを見込んでいます。

資料の裏面には、再編後のそれぞれの施設の事業概要を記載しております。後ほど御高覧いただきたいと思いますのでよろしく願います。

以上、「障がい福祉施設の再編について」、御説明申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はいどうも。ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わっておきたいと思っております。

【成年後見サポートセンター（仮称）の設置について】

◎中山裕司委員長

次に「成年後見サポートセンター（仮称）の設置について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

障がい福祉課長。

●濱口障がい福祉課長

それでは、「成年後見サポートセンター（仮称）の設置について」、御説明申し上げます。

資料5を御高覧願います。当市においては、超高齢社会の到来により、平成30年3月現在で約4,500名の方が認知症や障がいにより判断能力が不十分な状態になっております。認知症高齢者の急激な増加、また障がい者の地域移行等の推進に伴い、誰もが尊厳をもって安心して生活できる取り組みが重要となってきています。

そのような中、財産管理または日常生活等に支障がある人たちを、社会全体で支え合うことが喫緊の課題とされ、今後権利擁護や成年後見制度の利用の高まりが予測される中、利用促進や意思決定支援、後見人等へのサポートを行う仕組みが必要とされてきているところです。

このことから、共生社会の実現に向けて、成年後見制度の利用を促進していくにあたり、弁護士などの専門職や、地域包括支援センターなどの支援機関、地域関係団体等の連携を深めるとともに、地域連携の中心的な役割を果たす機能の構築が必要となります。つきましては、中核機関としての機能を持つ、成年後見サポートセンター（仮称）を設置したいと考えております。なお、中核機関の一部業務につきましては、委託していきたいと考えています。

事業の概要として、成年後見制度の広報や相談業務をはじめ、①から⑤にお示ししたとおりで、段階的に整備していきたいと考えています。

今後の予定といたしまして、本年12月議会定例会におきまして、債務負担行為の予算を提案させていただきたいと考えています。また、予算をお認めいただきましたならば、平成31年度初めに開設のための準備期間を設け、7月に開設を行えるよう、進めたいと考えています。

なお、参考といたしまして、成年後見制度の利用促進に関する法律概要の抜粋を、また、裏面に地域連携ネットワークのイメージ図をお示ししましたので、御参考にしていただければと思います。

以上「成年後見サポートセンター（仮称）の設置について」御説明申し上げます。
よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はいどうも、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市行財政改革プランについて】

◎中山裕司委員長

次に「伊勢市行財政改革プランについて」を御協議願います。

当局から説明を願います。

情報調査室長。

●杉原情報調査室長

それでは、「行財政改革プラン」につきまして、御説明申し上げます。

今回、御説明しますのは、6月定例会前の常任委員協議会におきまして、御協議いただきました行財政改革プランに基づいて行った事務事業たな卸しの結果と、取り組み等の設定並びに進捗管理の方法についてでございます。

資料6-1を御覧ください。最初に、「1 事務事業たな卸しの結果」でございます。行財政改革プランに基づき、全ての職場を対象として、全ての事務事業に改めて行財政改革の目を入れるため、1469の全ての事務事業について、たな卸しを行い、行財政改革の取り組み対象としました。

次に、行財政改革プランの概要を抜粋しておりますが、改革のテーマを経営資源の最適化とアウトカム・成果の最大化とし、取り組みの対象分野として、1のサービス分野、2の行政組織分野、3の財政分野の三つに分け、それぞれに取り組みの基本方針として、①の統合から⑩の歳入確保までの取り組みを進めることとしました。

資料の裏面をお願いいたします。「2 行財政改革プランに基づく取組等の設定」でございます。取り組み対象の中には、「現時点において分析・調整等が必要なことから取組を保留とするもの」や、「日常的な業務改善として進めていけばよいもの」が含まれていることから、行財政改革の取り組み対象について、下の表のとおり、整理しました。1469の事務事業について、行財政改革プランに基づく取り組みとして52事業、取り組みを保留とするものとして148事業、日常的な業務改善として1220事業、その他として49事業の四つとしております。なお、その他につきましては、既に廃止時期が決まっている事務事業のほか、病院改革プランについては、重複した進捗管理を避けることから、取り組みの対象外としております。

続きまして、「3 進捗管理の方法」でございます。まず、(1)の行財政改革プランに基づく取り組みの進捗管理については、アでございますが、進捗管理シートにより進捗管理を行います。イの取り組みの達成基準でございますが、取り組みの達成の考え方を、事務事業のあり方の見直しや、手法の変更により取り組みの基本方針に基づき設定した取り組みを実施することができたかどうかを、達成の判断とさせていただきたいと存じます。ウの取り組みの効果検証・実施結果につきましては、取り組みが完了した時点において、取り組みにより求めた効果を踏まえ、成果指標の現状値に対する実績値を分析して、効果の検証を行い、実施結果を記載することとしております。エでは、毎年度の進捗管理を行うこととしております。後ほど、進捗管理シートの御説明をさせていただきます。

次に、(2)の取り組みを保留とするものの進捗管理でございます。今回の取り組みにおきましては、アイデアや条件付きのものも対象としましたことから、例えば、取り組み方針を民間委託とするに当たっては、委託料の精査がされていないことから、コスト調査を実施して費用対効果を見極める必要があるものや、他の課との連携をするに当たって、

制度上の整理が必要なものなどがあり、これらについては、毎年度、分析・調査等を行い、取り組みが可能と判断した段階で、先ほど御説明しました行財政改革プランに基づく取り組みとして、進捗管理シートにより進捗管理を行うこととしております。

次に、(3)の日常的な業務改善でございます。これは、所属内での業務のやり方や、業務分担の見直しといった、日々の業務の進捗管理の中で行われる日常的な業務の改善として行うもので、費用対効果を踏まえ、各所属において取り組み、毎年度、実施結果を報告することとしております。

以上が、進捗管理の方法でございます。なお、進捗管理の方法につきましては、外部委員で構成する行政改革推進委員会の意見をお聞きしたものでございます。

続きまして、資料6-2をごらんください。1ページ、2ページをお開きください。行財政改革プランの概要と行財政改革の取り組みのイメージ図でございます。次に、3ページ及び4ページは、今回進捗管理の対象となります52事業の目次でございます。

次に、5ページをお願いいたします。進捗管理シートの記載例について、御説明いたします。シートは右上の対象分野及び取り組みの基本方針ごとに作成しております。次の行には、左から取り組みの基本方針ごとの取り組み件数を記載するとともに、毎年度、取り組みが完了した件数を記載することとしております。その下からが、それぞれの事務事業ごとのシートになります。上から事務事業ごとに、事務事業名と所属名を記載し、その下には、取り組み内容と取り組みに求める効果を記載しまして、効果の欄は、サービスの向上や事務事業の効率化・適正化といった効果項目とともに、具体的に求める効果を記載しております。

次に、下段に行きまして、左の目標年次には、取り組み内容に記載した取り組みを完了させようとする目標年次に丸印を記載し、その下の取り組み状況には、完了・実施中・検討中止といった状況を記載することとしております。次に、右側に行きまして、取り組みにより求める効果の程度を測るための成果指標と現状値を記載しまして、取り組みが完了した時点で、実績値を記載するとともに、効果の検証を行い、実施結果を記載することとしております。このようなかたちで、行財政改革プランに基づく取り組みの52事業について、取り組みの基本方針ごとに、先ほどの目次のとおり、6ページから22ページまでに進捗管理シートを作成しております。

恐れ入りますが、23ページ、24ページをお開きください。取り組み項目一覧表でございまして、各常任委員協議会の所管がわかるように記載してございます。24ページの一番下でございますが、教育民生委員会につきましては、26事業となっております。この場では、事業ごとの説明は、省略をさせていただきます。

以上が、「行財政改革プランについて」でございます。

御協議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はいどうも。ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして、御発言はございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

すみません、1点だけお聞きをしたいんですけど、進捗管理っていうことで、これ出されたと思うんですけど。例えば、私どものほうで言うと総合型地域スポーツクラブの会員数を拡大することを図るとかいうようなことが書いてあるわけなんですけど、目標年次はあっても、目標数というのが全く書いてないんですよ。ということは、これよか1人でもふえたら達成した、1人でも減ったら残念やったねというだけのことになりかねんということで、やっぱり行革をやっていくんやで、やっぱりきっちり数字的に表れとるもんは目標を書くべきやと思うんですけど。

結果的にこれ見て達成できなかったというだけのことやなくて、やっぱり達成に向けてみんなで頑張りましたよかっていうことになれば、ある程度目標の数値というのは入れるべきだと思うんですけど、それが無いということはちょっと理解しにくいんで、そこら辺の説明だけ願いたいと思います。

◎中山裕司委員長

情報調査室長。

●杉原情報調査室長

今回の取り組みにおきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、事務事業のあり方の見直しや手法の変更といった取り組み内容により、取り組みの基本方針に基づいて取り組みを実施することができたかどうかということ達成基準としております。

また、取り組みが完了した時点において、取り組みによる効果を踏まえて、成果指標の現状値に対する実績値を分析して検証を行い、実施結果を記載することをしておりまして、ここで目標の振り返りをしたいと考えております。

なお、取り組みに当たりましては、行財政改革プランの改革のテーマが、経営資源の最大化と成果の最大化を図るということとしておりますので、目標値は掲げませんが、成果の最大化が図れるよう取り組んでまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

やっぱり目標年次が遠くに置かれておると、そのときに結果検証するわけやもんで、やっぱりそれは違うと思うんですね。悪いんですけど、行革のあなた達の考え方が少しちょっとぬるくなってきたんじゃないかなと思って、やっぱりきっちりきっちりで見直して前へ進んでいかんと、行革は進まない。少なくとも10年ぐらい前のほうが行革は進んでおったかな、そんなふう思うんですよ。やっぱり、目標年次はこれに決めて結果を見てそれでまた相談するみたいな話は、やっぱりちょっと違うんで、やっぱり毎年思とることは、どんな成果が出てとるんかっていうところにしっかりと進んでもらわんとですね、先がちょっと心配なんで、もう1回だけ御答弁いただいて終わっておきます。

◎中山裕司委員長
情報調査室長。

●杉原情報調査室長

今回の行革の取り組みにつきましては、4年間というふうな形でなっております。それぞれの事務の内容につきましては、この4年間で終わらないものもございますので、それぞれが2021年というところで丸が打ってあるものが多いわけですが、この行革の取り組み期間以後も取り組みが続けられるよう、していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長
ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

ほかにも御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わっておきたいと思っております。

【第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について】

◎中山裕司委員長

次に、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」を御協議願います。
当局からの説明を求めます。
情報戦略局参事。

○辻情報戦略局参事

それでは、「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」、御説明を申し上げます。

恐れ入ります、資料7-1をごらんください。「1 経過」に記載のとおり、民間や連携市町の関係者17名で構成する伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会、そして圏域の各首長で構成する伊勢志摩定住自立圏推進協議会での協議を経て、今回の案を策定いたしております。

「2 第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの策定趣旨」につきましては、平成26年に策定いたしました現行の共生ビジョンの計画期間が今年度で終了いたしますが、引き続き圏域の課題に対応していくため、第2次共生ビジョンを策定するものでございます。

「3 第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの概要」につきましては、期間は平成31年度から平成35年度までの5年間で、毎年度所要の変更を行うこととし、構成については記載のとおり、定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項から定住自立圏形成協定に基づき実施する具体的な取り組み事項の5章立てとなっております。

「4 パブリックコメントの実施方法」でございますが、期間は、12月1日から翌年

平成 31 年 1 月 4 日まで、また、対象者につきましては、広域の取り組みのため、記載のとおり、圏域内に住所を有する方ほか圏域内の関係者、そして共生ビジョンに利害関係を有する者としております。また、関係市町でも縦覧ができるよう、縦覧場所は圏域内の 36 カ所を予定しております。

なお、提出先については、共生ビジョンを策定いたします本市としているところでございます。

裏面をごらんください。「5 今後のスケジュール」でございますが、パブリックコメント実施後、必要に応じて修正整備をし、ビジョン懇談会、来年 3 月定例会前の各常任委員協議会に御報告したいと存じます。

「6 その他」につきましては、新規取り組み案といたしまして、先ほども御説明がございましたが、児童発達支援センターの設置、運営について、現在、各市町と協議調整中でありまして、協議が整いましたら、形成協定に新たに追加させていただくとともに、第 2 次共生ビジョンにも追加をさせていただきたいと存じます。

続きまして、第 2 次共生ビジョン（案）の内容について御説明申し上げますので、資料 7-2 をごらんください。第 2 次共生ビジョン（案）は、基本的に現行ビジョンの内容を踏襲し、各数値等を最新の内容に見直すなどの変更を行ったものでございます。

主な変更箇所について御説明申し上げますので、まず、1 ページをごらんください。「第 1 章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項」では、3、これまでの経緯として、現行の第 1 次共生ビジョン策定の経緯を記載しております。

3 ページ以降の「第 2 章 圏域の概況」では、圏域を構成する各市町の概要等の内容を更新しております。

恐れ入りますが、10 ページをごらんください。定住自立圏構想は、人口のダム機能の役割も求められておりますので、「第 3 章 圏域の現状と主な課題」の人口動態の状況として、圏域内外の人口の移動、社会増減のデータを追加いたしました。

恐れ入ります、20 ページをごらんいただきたいと思います。「第 4 章 圏域の将来像」の、1、目指すべき将来像について、ビジョン懇談会のほうでわかりにくいという御意見をいただきましたので、最後の段落において「住民が安心かつ快適に暮らし、誰もが住み続けたいと実感できる圏域づくりを目指す」旨の記述を追加いたしました。また、3、将来像の実現に向けての後段には、6 月議会でも御質問いただいた持続可能な開発目標、SDGs に係る記述を盛り込んでおります。

21 ページ以降の、「第 5 章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組」につきましては、詳細説明は割愛させていただきたいと存じますが、継続して取り組むこととしております 30 の項目について、事業費、成果指標等の見直しを行っております。

恐れ入りますが、資料 7-3、最後の資料でございますが、そちらをごらんいただきたいと思います。各取り組みの所管常任委員協議会を整理したものでございまして、本教育民生委員協議会関係分は、オレンジ色の網掛けで表示をしております、取り組み事項 (1) 休日・夜間応急診療所の維持運営ほか 9 項目と、産業建設委員協議会と共通の (23) 地産地消の推進、地場製品の PR の計 10 項目でございます。

各取り組みの成果指標につきましては、現行ビジョンの実績を踏まえて目標値を引き上げるものが (23) の取り組みで、また (3) の取り組みは一部の指標を引き上げておりま

す。一方、引き下げるのが（５）、（６）、（２９）、この三つの取り組み、また（１）、（２）、（４）、（３０）、この四つの取り組みは現行どおりで、（２６）図書館サービスの新たな仕組み構築は指標を現在の市町外居住者登録数、それから市町外居住者貸出者数といった指標から体制を整備した圏域の公共図書館の割合、こちらのほうに変更をいたしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はいどうも、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

すみません、１点だけ教えてください。

２３ページの、生活機能の強化に係る政策分野のところでは病院の輪番制の維持ということがあると思うんですけど、そここのところに鳥羽市、志摩市、明和町が入っていないということなんで、これ外部の人が見ると非常に違和感、感じるのかなと思うんですね。これ内輪だけで見とるんやったら、内輪の中だけで話ができとるんやと思いますけど、私外部の人がこれを見たら、救急車で走ってくるのは鳥羽も志摩も伊勢へ走ってきますよね、日赤でも。ましてこの定住自立圏のお金は当然うちは中心市ですんで、多少余分にもらっておりますけど、国のほうから分かれて出とる中で、やっぱりこの南勢地域の医療体制の構築っていうふうで、今伊勢病院も新しくなったわけなんで、ここら辺見とると非常に違和感を感じるんですけど。ここら辺だけちょっと説明願いませんかね。

◎中山裕司委員長

はい、情報戦略局参事。

○辻情報戦略局参事

失礼いたします。この取り組みは当市と、それから連携する各市町の協定の中で実施するという内容でございまして、この市町とこの病院群輪番制については、協定を締結して事業を進めさせていただいておるということで、こちらのほうに丸印のほうをさせていただいておるというところでございます。

◎中山裕司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

下の説明のところには運営費の一部を助成、支援するというのと、これは伊勢市だけはお金払って、それでほかのところは丸だけ協力しておるということで連携しとるということなんかな、ちょっとわからないんで。

◎中山裕司委員長

はい、どなた。
健康課副参事。

●森本健康課副参事

すいません、輪番制につきましては、鳥羽と志摩につきましては、医療圏が違いまし
て、伊勢地区医療圏の範囲で輪番制を回してますんで、鳥羽・志摩については志摩県立病
院ですかね、そちらのほうに救急、2次医療は搬送されるようになっております、そのよ
うに区別されております。

以上です。

◎中山裕司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

わかりました。鳥羽・志摩っていうのは救急が起きた場合は、志摩病院のほうに行か
れて、明和のほうは松阪に行かれるので関係ないっていうことで、よろしいですね。よろ
しいんですね。

はい、わかりました、結構です。

◎中山裕司委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

ないようでございますので、この件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》】

◎中山裕司委員長

続きまして、報告案件に入ります。

「伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について」を当局から報告願います。
社会教育課長。

●岩村社会教育課長

それでは、「伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について」御報告申し上げ
ます。

資料8を御高覧ください。伊勢市立図書館の指定管理につきましては、今年度、平成
31年3月31日をもって指定期間満了を迎えるため、公募により候補者の選定を行った
ものでございます。

「2 指定管理候補者」でございますが、株式会社図書館流通センターが候補者として選定され、「3 指定期間」は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。

続きまして、「4 公募状況」でございますが、ごらんの1社から申請書の提出を受け、5の伊勢市立図書館指定管理者選定委員会で御意見を伺いながら、候補者を選考してまいりました。

次に裏面をお願いいたします。「6 選定までの経過」といたしましては、8月6日の現地説明会では4社の参加がございましたが、8月22日から9月10日までの応募受付では、1社のみの応募になりました。審査に当たりましては、9月28日実施の書類審査及び10月5日の公開プレゼンテーションを行い、候補者を選定してまいりました。来月の市議会12月定例会には、指定管理者指定の議案を提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で「伊勢市立図書館の指定管理者の公募選考の結果について」御報告を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

本件は、報告案件でございますが、特に何か御発言ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わっておきます。

【伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》】

◎中山裕司委員長

次に、「伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について」、当局から報告を願います。

社会教育課長。

●岩村社会教育課長

それでは、「伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について」、御報告申し上げます。

資料9を御高覧ください。伊勢市生涯学習センターの指定管理につきましては、今年度の平成31年3月31日をもって指定期間満了を迎えるため、公募により候補者の選定を行ったものでございます。

「2 指定管理候補者」でございますが、特定非営利活動法人まなびの広場が候補者として選定され、指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。

「4 公募状況」でございますが、ごらんの1社から申請書の提出を受け、5の伊勢市生涯学習センター指定管理者選定委員会で御意見を伺いながら、候補者を選考してまいり

ました。

次に裏面のほうをお願いいたします。「6 選定までの経過」としましては、8月7日の現地説明会に1社の参加があり、8月22日から9月10日までの応募受付で1社の応募がございました。審査に当たりましては、9月18日実施の書類審査及び10月2日の公開プレゼンテーションを行い、候補者を選定してまいりました。来月の市議会12月定例会には、指定管理者指定の議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で「伊勢市生涯学習センターの指定管理者の公募選考の結果について」の御報告申し上げました。

よろしくお願い致します。

◎中山裕司委員長

本件は、報告案件でございますが、特に御発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わっておきたいと思っております。

【伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の公募選考の結果について《報告案件》】

◎中山裕司委員長

次に、「伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の公募選考の結果について」、当局から報告をお願いをいたします。

文化振興課長。

●黒瀬文化振興課長

それでは、「伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の公募選考の結果について」、御報告させていただきます。

資料10をごらんください。伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理につきましては、今年度の平成31年3月31日をもって、指定期間満了を迎えるため、公募により候補者の選定を行ったものでございます。

「2 指定管理候補者」でございますが、株式会社ケイミックスパブリックビジネスが候補者として選定され、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となっております。

「4 公募状況」でございますが、ごらんの2社から申請書の提出を受け、伊勢市観光文化会館等指定管理者選定委員会で意見を伺い、候補者を選考してまいりました。

次に裏面6の選定までの経過といたしましては、8月1日に現地説明会を行いましたところ、5社の参加がございましたが、8月10日から9月6日までの応募受付では、2社の応募がございました。審査に当たりましては、9月18日に書類審査、10月5日には公開プレゼンテーションを行い、候補者を選定してまいりました。来月の市議会12月定例会に

は、指定管理者指定の議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、「伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の公募選考の結果について」、御報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はいどうも、ありがとう。

本件も報告案件でございますが、特に御発言ございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

これ伊勢市観光文化会館といいますと、今、ネーミングライツでですね、シンフォニアテクノロジー響ホールと違うんですか。

◎中山裕司委員長

文化振興課長。

●黒瀬文化振興課長

ネーミングライツの名前は愛称でございますが、条例は伊勢市観光文化会館という名前になっておりますので、そちらの名前で公募のほうはさせていただいたところでございます。

◎中山裕司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

1点だけ教えてください。ほかのところはみんな1社で決まっておるということなんで、観文のところだけは2社入りました。これ、もう1社というのは、三重県内の業者なのか、それとも県外の業者なのかちょっと教えてください。

◎中山裕司委員長

文化振興課長。

●黒瀬文化振興課長

COSMO CONSULTANTでございますが、こちらは愛知県の事業者でございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございました。できたら伊勢の文化に関する事なんで、できる限りなら伊勢市または三重県内近いところの会社であつたらうれしいなと思つてお聞きしたんですけど、愛知県と東京というところで観文の場合は、前にまなびの広場さんがしつて、スכולチャ三重がして変わつておるので、非常にちょっと気にかかるところですよ。次のときに東京の方が今度参加せんだらつていうところがあるんで、その点はしっかりと話をしながらやつていただければありがたいかなと、そのように思います。

伊勢市の文化もしっかりと伝えていただければよろしいかなとこのように思いますんで。終わつておきます。

◎中山裕司委員長

ほかにありませんか。

御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わつておきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時48分

再開 午後 2 時48分

◎中山裕司委員長

それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

先ほどの伊勢度会の圏域と志摩と圏域というふうなことで、伊勢に志摩の救急車が来ていないというふうな趣旨の答弁をさせていただきましたが、私どもふだん志摩の救急車等が市内を走つておるのは見ますので、そこら辺ですね、どういうふうな利用をされておつて、この定住自立圏の中でですね、一緒に御負担いただくのが適正なのかどうなのかというところは引き続きですね、定住自立圏の会議の中で話をさせていただきたいというふうにご考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

申しわけございませんでした。

◎中山裕司委員長

さっきもちょっとおかしいなと思つたんやけども、当局側そういう説明やでさ。

これは事前説明のときにも申し上げたんやけども、このなかなか定住自立圏というのは非常に難しい要素を含んでおるので、その点はやっぱり伊勢市が中心的中核都市として、伊勢市が事務局を担当して、いわゆる牽引をしとるということやけども、特にこの医療圏の問題なんてのは非常に複雑多岐にわたるんで、今後も十分そういう点での協議をしながら、統一したこの定住自立圏に参加をしとる自治体がやっぱり、認識を共有せんとなかなか難しいなというふうに思うんで、間違つた答弁ではないにしても、若干先ほど違和感があつただけども、そこら辺きちつと整理をして今後進めていっていただきたいと、この

ように思います。以上です。

以上で本日御協議願います案件はすべて終わりました。

これをもちまして教育民生委員協議会を閉会をいたします。

どうも長い間御苦勞さんでございました。

閉会 午後 2 時50分